

全員協議会会議次第

日 時：令和6年8月30日 午前9時
場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 湯の丸高原スポーツ交流施設の進捗状況 (資料No.1) 【企画振興部】 9:00～9:15

(2) 東御市子ども・子育て応援事業について (資料No.2) 【健康福祉部】 9:15～9:30

(3) 部活動地域移行の検討経過について (資料No.3) 【教育委員会】 9:30～9:45

(4) 東部地区小学校給食センターの建設検討経過について (資料No.4) 【教育委員会】 9:45～10:00

(5) 第3次東御市農業振興計画の策定について (資料No.5) 【産業経済部】 10:00～10:10

(6) 東御市地域産物販売促進施設について (資料No.6) 【産業経済部】 10:10～10:20

(7) 雲南市との災害時相互応援に関する協定の締結について (資料No.7)
【総務部】 10:20～10:30

湯の丸高原スポーツ交流施設の進捗状況について

資料No.1

企画振興部 文化・スポーツ振興課

1 特設プールに係る寄附の状況

(1) 寄附金全体の状況

(単位:件、千円)

区分	寄附金合計			
		個人版(充当分)	企業版	一般
令和5年度	10,598 件	10,540	22	27
	173,795 千円	111,992	21,350	40,886

(2) 個人版ふるさと寄附金の状況

(単位:千円、%)

	令和5年度実績			
	寄附額	割合(%)	充当率(%)	充当額
市長お任せ	131,644	28.3	50.0	65,822
湯の丸整備	92,340	19.9	50.0	46,170
産業経済 都市整備	43,809	9.4	50.0	21,905
市民生活 健康福祉(子育て)	158,817	34.1	50.0	79,409
教育・総務	38,752	8.3	50.0	19,376
合 計	465,362	100.0	50.0	232,682

2 合宿状況

(単位:泊)

区分	令和4年度 2022年度(実績)		令和5年 2023年度(実績)	
	陸上	水泳	陸上	水泳
宿泊総数	12,107		15,035	
高原荘別棟	2,042	2,373	3,276	2,210
高原荘	1,063	4,475	1,307	4,553
上記以外	1,927	227	3,328	361
小計	5,032	7,075	7,911	7,124

日帰利用者数	932人	158人	1,325人	2,135人
--------	------	------	--------	--------

東御市子ども・子育て応援事業について

健康福祉部 子ども家庭支援課

1 事業概要

(1) 目的

こどもが生まれた家庭に対して、こどもに関する商品の購入等に使える『こども商品券』を贈り、市として子どもの誕生への祝意を示すとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

(2) 配布対象家庭

令和6年4月1日以降に生まれた児童（以下「出生児童」という。）がいる家庭で、4か月児健診時点で出生児童と保護者の住民票が東御市にある家庭

(3) 予算額 10,042千円

ア こども商品券購入費

出生児童見込人数 200人×こども商品券 50,000円分 = 10,000,000円

イ メッセージカード購入費用

出生児童見込人数 200人×メッセージカード購入費 11円 = 2,200円

ウ 商品券郵送料

320円（普通郵便110円+特定記録210円）×120人（令和6年度出生児童のうち手渡しきななかった家庭分）= 38,400円

(4) その他

4か月児健診時等に手渡しにより配布します。ただし、令和6年度出生児童すでに健診が終了している家庭には郵送します。

2 財源内訳

(1) 子ども・子育て応援市町村交付金（令和6年度新規・長野県単独補助事業）

ア 対象事業

未就学児を育てている家庭の負担軽減に資することを目的として、市町村が令和6年度以降に新たに実施又は拡充する事業（現金給付又はそれに類する事業は除く）

イ 補助率 1／2（交付上限額あり）

ウ 交付見込額 2,828千円

（10,042千円 - 地方創生臨時交付金充当額 4,386千円）×1/2 = 2,828千円

(2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

ア 対象事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援のための事業

イ 補助率 10／10（交付上限額あり）

ウ 交付見込額 4,386千円

(3) 一般財源

歳出予算額 10,042千円 - 特定財源（2,828千円 + 4,386千円）= 一般財源 2,828千円

1 国や県の動向

○国(スポーツ庁・文化庁)

令和5～7年度を「改革推進期間」と定め、「**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**」とする方針を発表



○長野県

「子どもたちが生涯にわたって、スポーツ・文化芸術に楽しめる環境の構築」、「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上」を目的に、**令和8年度末を目途に休日の部活動の移行を目指す**とする方針を発表



3 東御市が目指す姿

部活動の地域移行をスムーズに進め、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保と中学校教師の負担軽減を目指します。

令和6年度に取り組むこと

1 統括コーディネーターの配置

部活動の地域移行を円滑に進めていくため、行政や学校、保護者、地域クラブ等と連絡調整等を担うコーディネーターを配置します。

【主な業務内容】

- ・個々の部活動の課題の把握
- ・地域クラブが持続的に運営されるための体制構築
- ・行政、保護者、地域クラブ等の役割の明確化
- ・地域指導者の発掘や育成に関するここと
- ・活動場所の確保 等

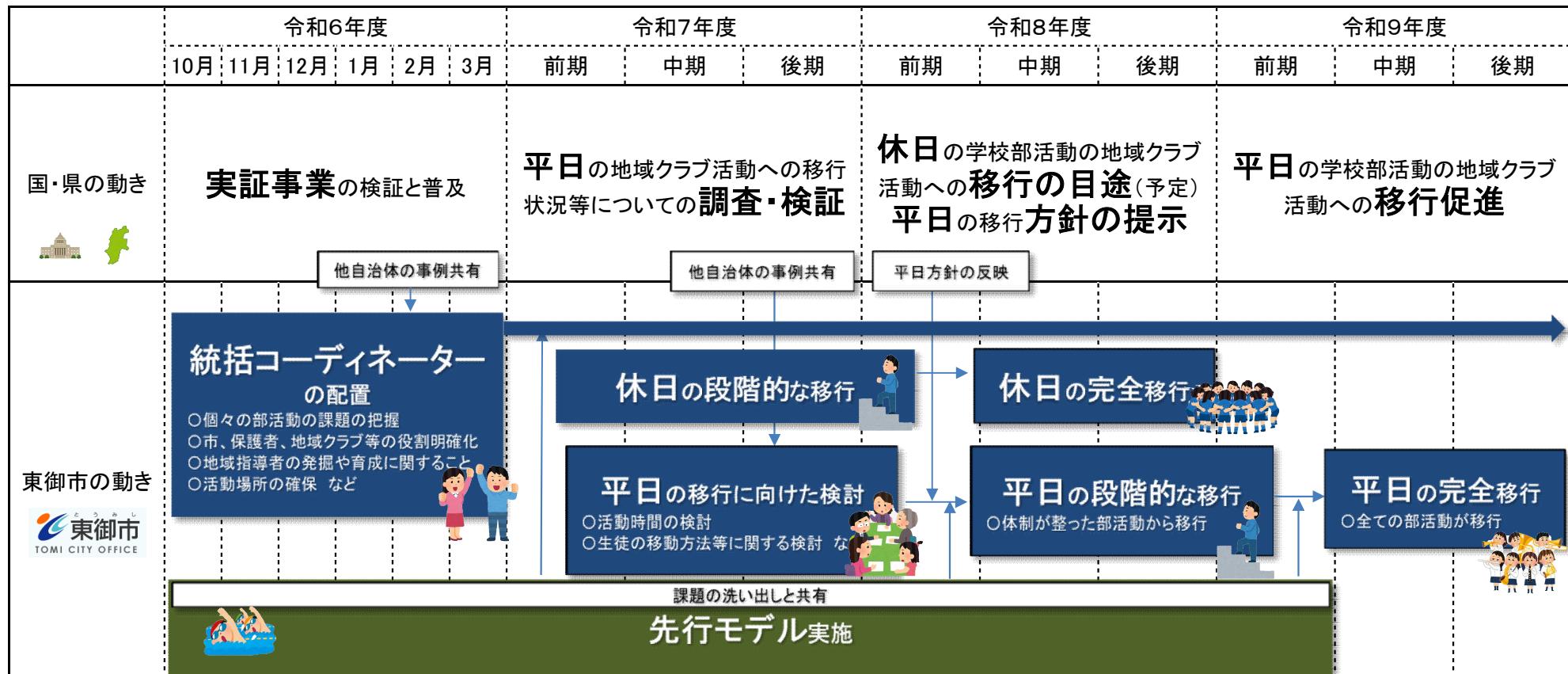


2 モデルケースの試行実施

モデルケースを実施していくことで、課題を見出し、他の部活動への波及効果を目指していきます。



今後のスケジュール



東部地区小学校給食センター建設検討経過について

1 保護者、市民等に対する説明会等開催経過

- (1) 令和6年4月 田中、滋野、祢津、和小学校PTA総会において計画内容の説明及び懇談会開催
- (2) 令和6年5月 小学校保護者説明会の開催
- (3) 令和6年6月 住民説明会の開催
- (4) 令和6年7月 田中、滋野、祢津、和保育園保護者を対象とした計画内容の説明及び懇談会の開催

2 基本設計等検討の経過

基本設計の経過については、基本設計請負業者及び実際に調理を行う田中小学校栄養教諭・各校調理主任において打合せを行い、基本設計内容に反映しています。

期日	区分	内 容
R6.3.6	第1回栄養教諭・調理主任打合せ	プロポーザルにて提案のあった設計内容について説明し、今後設計内容の協議を行うことを確認
R6.3.22	視察	栄養教諭・調理主任において、佐久市学校給食臼田センターを視察
R6.5.30	第2回栄養教諭・調理主任打合せ	主な協議内容 ・荷受～下処理の各作業区域広さ、配置 ・冷蔵庫、調理機材等の仕様
R6.6.13	第3回栄養教諭・調理主任打合せ	主な協議内容 ・下処理～調理室の各作業の区域広さ、配置 ・調理機材の仕様及び数量 ・冷却方法（真空冷却機 or ブラストチラー）
R6.6.19	第1回内部打合せ	・冷却方法（真空冷却機 or ブラストチラー） ・食器、食缶等の仕様及び数量の要望 ・全体の各作業区域広さ、配置の要望 ・調理機材等の仕様及び数量の要望
R6.6.25	第4回栄養教諭・調理主任打合せ	主な協議内容 ・冷却方法（真空冷却機 or ブラストチラー） ・事務室、倉庫等の広さ、配置
R6.6.28	第2回内部打合せ	・作業動線及び作業工程の検討
R6.7.1	視察	栄養教諭・調理主任において、安曇野市中部学校給食センターを視察

R6. 7. 8	第 1 回東部地区小学校給食センター建設検討委員会	検討委員会の意見として下記の事項を確認 ・東部地区学校給食については給食センター化とする ・建設予定場所については田中小学校北側周辺とする
R6. 7. 9	第 3・4 回内部打合せ	・冷却方法をプラストチラーに決定 ・全体の各作業区域広さ、配置の要望 ・調理機材等の仕様及び数量の要望
R6. 7. 16		
R6. 7. 19	第 5 回栄養教諭・調理主任打合せ	主な協議内容 ・全体の各作業区域広さ、配置 ・調理機材等の仕様及び数量 ・作業動線及び作業工程
R6. 7. 25	第 5 回内部打合せ	・食器、食缶等の仕様及び数量の検討 ・作業動線及び作業工程の検討
R6. 8. 6	第 2 回東部地区小学校給食センター建設検討委員会	基本設計の内容について意見交換を行うとともに、検討委員会の意見として下記の事項を確認 ・給食センターにおいて米飯炊飯を計画していくこととする。

※栄養教諭・調理主任打合せ出席者 設計事務所、田中小学校栄養教諭、各校調理主任

※内部打合せ出席者 田中小学校栄養教諭、各校調理主任

※東部地区小学校給食センター建設検討委員会（18名）

各小学校 PTA 代表、保育園保護者代表、各小学校長、栄養教諭代表、給食調理員代表、教育委員代表、JA 信州うえだ、識見者、公募委員

2 今後の予定

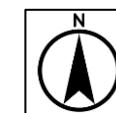
現在進めている基本設計業務は、請負業者及び栄養教諭、調理主任との検討を行うとともに、建設検討委員会の意見を反映させて、契約期限の令和 6 年 10 月 31 日までに業務を完了する予定です。

基本設計業務完了後は、引き続き、実施設計業務に移行し、令和 7 年度中には建物の詳細な設計及び費用面等の積算業務を完了する予定です。

土地利用計画

土地利用計画図

- POINT① 周辺環境に配慮した土地利用計画
- POINT② メンテナンス性に配慮した建物・外構計画
- POINT③ 安全性と機能性を重視した敷地内動線



■ 敷地を有効活用した配置計画

- 敷地全体を有効的に活用するため計画建物、駐車スペース、附帯設備の設置等を敷地形状に合わせて考慮した安全性・機能性の高い配置計画とします。
- キュービクルや室外機は屋上配置とし、集約配置することでメンテナンス性を向上するとともに、敷地を有効活用します。

■ 敷地内設備による安全性確保

- 事務室はメインエントランスや玄関を目視確認できる配置とし、敷地内への不審者侵入防止等、施設のセキュリティー向上に配慮します。
- メインエントランスの他にサブエントランスを設け、緊急時の二方向避難経路を確保します。
- 入退室管理システムや監視カメラ、屋外照明、人感センサー等セキュリティ対策の導入を検討します。
- 構内通路には必要に応じて徐行の路面標示や止まれの標識を設置します。曲がり角にはカーブミラーを設けるなど、注意喚起を促すことで事故を防止します。

■ 安全な敷地内動線

- 歩道や横断歩道など歩行者専用エリアを設置し、明確な歩車分離を行います。駐車場から建物玄関まで接続し、安全に建物にアクセスできる計画とします。
- 食材入荷車両や配送車両が無理なく旋回できるよう、荷受エリアは14m以上、配送・回収エリアは12m以上の車両旋回スペースを確保します。
- 車椅子利用者が安心して施設を利用できるよう、玄関前にはスロープを整備し、バリアフリーに対応した施設とします。
- 冬期の積雪に備え、敷地内に堆雪スペースを設けます。

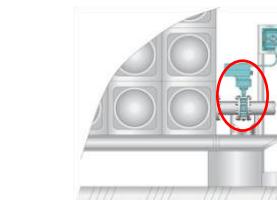
■ 設備の災害対策

- 受水槽に緊急遮断弁を設置することで、吐水口からの水の流出を防止し、緊急時の上水を確保します。
- 災害発生時に施設の機能を維持できるよう、停電時の照明、食品保存用プレハブ冷蔵庫等に対応可能な非常用発電設備、太陽光発電、ソーラー外灯、ガスコーチエネレーションシステム等を検討し、熱源の多重バックアップの確保を行います。

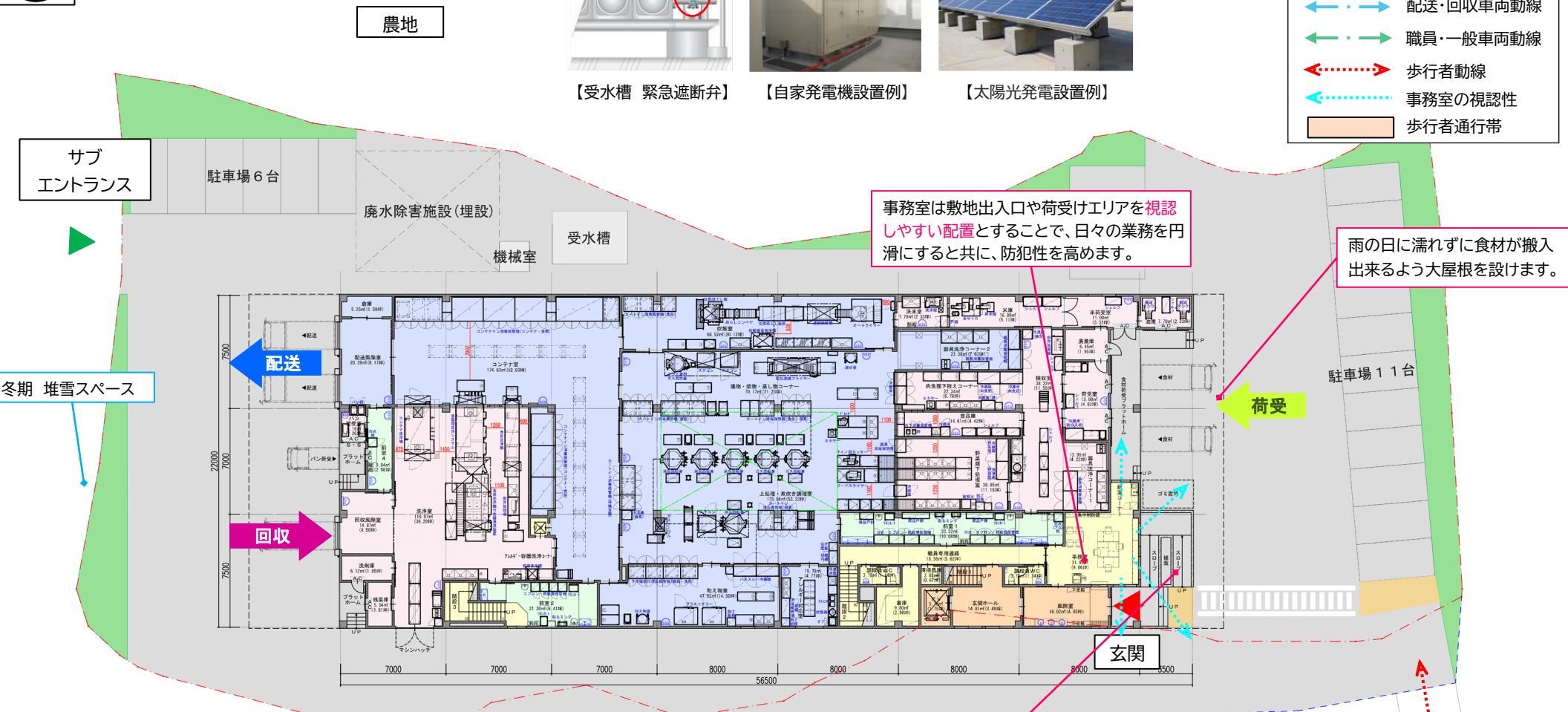
■ 省エネ・CO₂削減につながる0円ソーラー

- 環境負荷低減も視野に入れ、PPA(Power Purchase Agreement・電力購入契約)による0円ソーラーの導入を検討します。
- PPA事業者が需要家(電力使用者)の敷地内に再エネ設備を無償で設置、運用・維持管理を行い、需要家は発電した電気の使用量に応じてサービス料を支払います。

農地

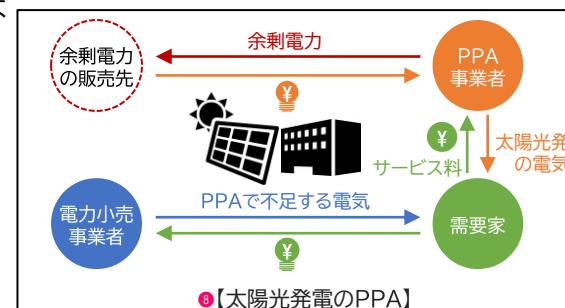


凡例
←→ 食材搬入車両動線
←→ 配送・回収車両動線
←→ 職員・一般車両動線
←→ 歩行者動線
←→ 事務室の視認性
歩行者通行帯



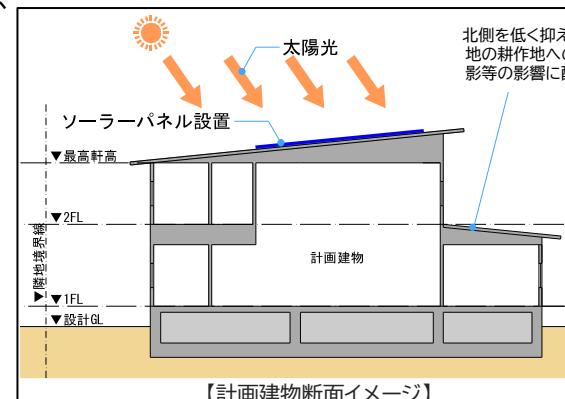
■ 周辺環境との調和

- 緑豊かな自然や周辺環境に調和した色彩計画とします。



■ 周囲への影響抑制

- 建物は敷地中央付近に配置して敷地境界との離隔距離を確保し、周辺への騒音や臭気、日陰の影響を抑制します。
- 設備機器は低騒音型機器を採用し、周囲には防音パネルを設ける等、最大限の防音対策を行います。
- 振動の発生する大型設備機器には防振架台や防振吊ボルトを設置することで振動の伝達を抑えます。
- 排気ダクトに脱臭装置を設置することで調理場内の臭気を効果的に脱臭できます。厨房除害設備の各槽は解放部分のない埋設型とし、防臭型マンホールを設置することで臭気を抑制できます。
- 残菜庫や廃棄庫には光触媒脱臭除菌器を設置することで臭気を分解・抑制できます。



平面計画

1階平面図・2階平面図

POINT① 高い衛生水準を確保した配置計画

POINT② 効率的で質の高い施設・設備

POINT③ 食の学び場(食育推進)と情報発信機能の充実

◆荷受室～検収室～保管 ①
・各荷受室の扉には野菜や肉等のイラストを用いた判りやすい食材サインを示すことで、荷受ミスを防止することができます。※追加提案 【食材サインイメージ】



・前日入荷食材(地場産品など)にも対応できるよう、十分なプレハブ冷蔵庫スペースを計画します。

◆下処理室 ②
・野菜類、肉魚卵類それぞれの下処理室には、果物ラインや卵処理等、食材や用途に合わせた機器を導入し、衛生面と作業効率を向上します。



・生食材については、四槽シンクと電解次亜水生成装置を設けて洗浄することで、地場産の新鮮な果物(ぶどうやりんご)も安全に提供できます。

◆上処理・煮炊き調理室 ③
・施設のコンパクト化と作業性の向上、調理工程の確認を容易にするため、上処理・加熱調理は区画せず1室にまとめ利便性を向上します。

・調理室の上処理工業は、固定のシンク以外をすべて移動式とし、献立に応じた配置換えに対応します。

・回転釜は加熱前後の交差汚染がない配置とします。



◆揚物・焼物・蒸し物調理室 ④
・現在提供している給食と同様に、ハンバーグなどの手作り調理に対応できる十分な作業スペースを確保します。※追加提案

◆和え物室 ⑤
・予冷機能付消毒保管機を導入することで、消毒後の食缶がそのまま冷却できます。冷たい状態で配缶できるため、適温管理が容易です。



・和え物釜は内釜が取外しき、消毒保管・予冷にも対応しているため、冷たい状態での和え物調理が可能で、温度管理を徹底します。【和え物釜イメージ】

◆アレルギー対応室 ⑥
・30食のアレルギー対応食調理が行える充実した調理設備を備え、除去食・代替食に柔軟に対応します。

・清掃性に優れ、排熱の少ないオール電化厨房機器の導入を検討します。※追加提案



【IHコンロ】

【IHジャー炊飯器】

【スチームコンベクションオーブン】



調理エリア				一般工エリア			
汚染作業区域	非汚染作業区域 (加熱前)	非汚染作業区域 (加熱後)	アレルギー対応	その他の区域 (前室)	職員専用	一般外来共用	その他設備

◆炊飯室 ⑦

・敷地形状に合わせ北西に配置し、荷受時の混雑緩和と各調理エリアの作業スペースを適切に保ちます。
・連続炊飯システムの導入で作業負担軽減と炊き込みご飯など、多様な献立に対応できる計画とします。※追加提案
・将来的に中学校にも米飯を提供できるよう、炊飯能力は最大2,400食で計画します。※追加提案

◆コンテナ室 ⑧、洗浄室 ⑨

・コンテナ室はコンテナイン消毒方式を検討します。食器やコンテナを衛生的に管理し、十分な積込スペースも確保します。
・洗浄室には食器用、食缶用、コンテナ用、アレルギー容器用と、それぞれ専用の洗浄機を配置し、作業の利便性を高めます。
・節水型や力ゴごと洗浄機など、省エネ・省力機器の導入を検討します。※追加提案

◆前室 ⑩

・各調理工業に入室する際は、必ず前室を経由し、衛生準備を行ってから入室する配置計画とします。
・エプロンや調理シートの殺菌庫を配置し、衛生管理を徹底します。

◆機械室・空調機械室 ⑫

・設備機械室とキュービクルを2階に集約してメンテナンス性の向上を図り、1階は調理工業として有効利用する計画とします。

◆衛生管理の徹底

・一般外来共用エリアと職員専用エリアを明確に区分することで、外部の人間と調理員の接触を極力無くし、食中毒菌や病原ウイルスなどによる二次感染を防止する計画とします。

・トイレは調理工業から3m以上離隔します。職員用トイレの個室内にはセンサー式手洗器を設け、床に段差を設けることで、履物の着脱エリアを明確にし、靴裏による交差汚染を防止します。※追加提案



【個室内手洗器】

【トイレ前室の段差】

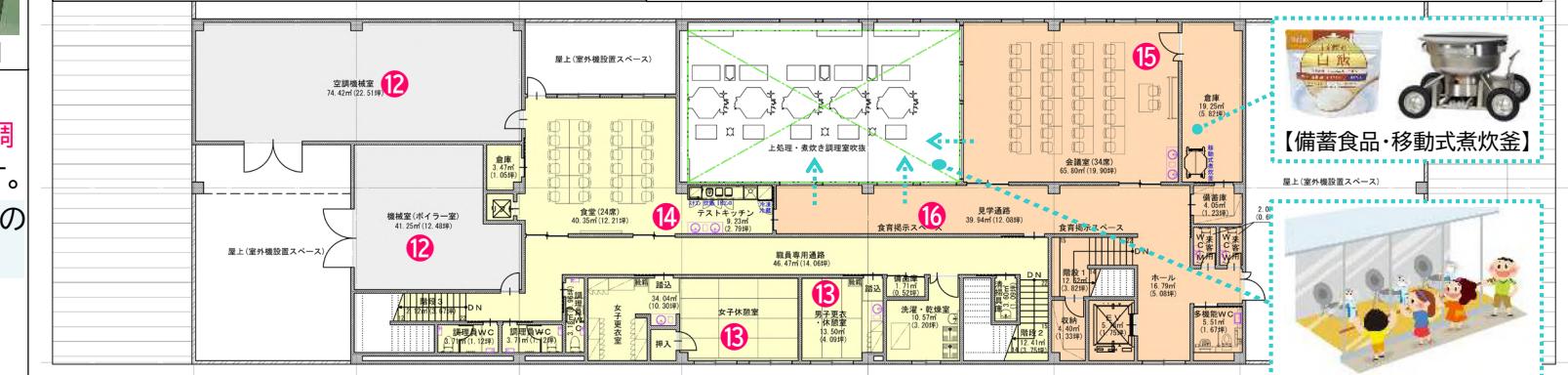


◆更衣・休憩室 ⑬、職員食堂 ⑭

・更衣・休憩室を男女別に設け、更衣ロッカーや手洗いカウンターを設置します。
・職員食堂にはテストキッチンを設け、メニュー開発に活用できる計画とします。※追加提案
・リフトによる給食の運搬にも配慮します。

◆会議室 ⑮、見学スペース ⑯

・34名収容の会議室は、食育授業や衛生講習会等、幅広く活用できる計画とし、災害時用に備蓄食材と移動式煮炊釜を備えます。※追加提案
・見学スペースからはメインとなる煮炊き調理室が見学できる計画とし、下処理室や洗浄室は大型ディスプレイに映して見学できるようにする等の工夫をします。※追加提案



◆ユニバーサルデザイン

・施設で働く職員や来客者全ての方が利用しやすいユニバーサルデザインの施設とします。

・障がい者や乳児連れの来客者にも対応した多機能トイレ、上下移動に配慮したエレベーター、廊下・階段には二段手すり、玄関にはスロープを設置するなど、施設内はバリアフリー対応を基本とします。



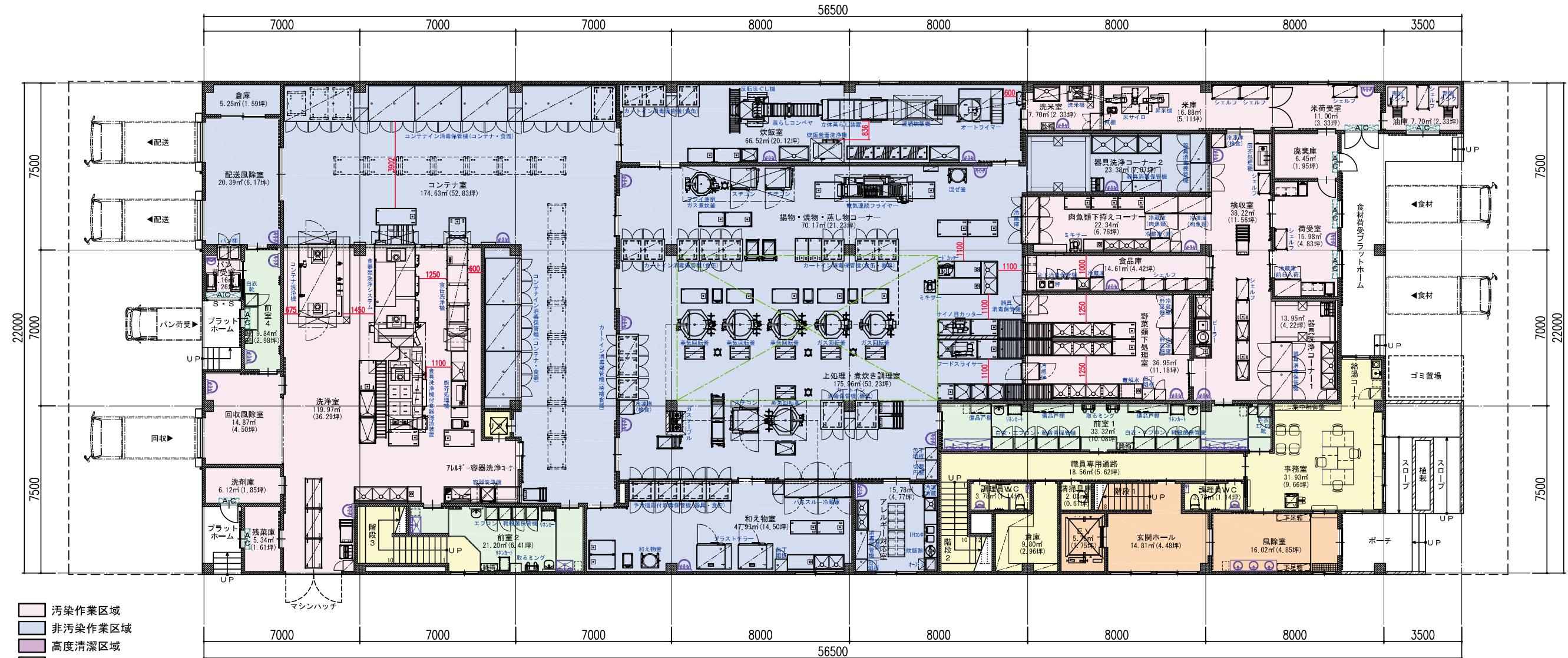
【多機能トイレ】

【エレベーター】



【階段の二段手すり】

【スロープ】



汚染作業区域

非汚染作業区域

高度清潔区域

その他の区域(準備室)

その他の区域(職員エリア)

その他の区域(一般外来エリア)

その他の区域(一般施設エリア)

手洗器

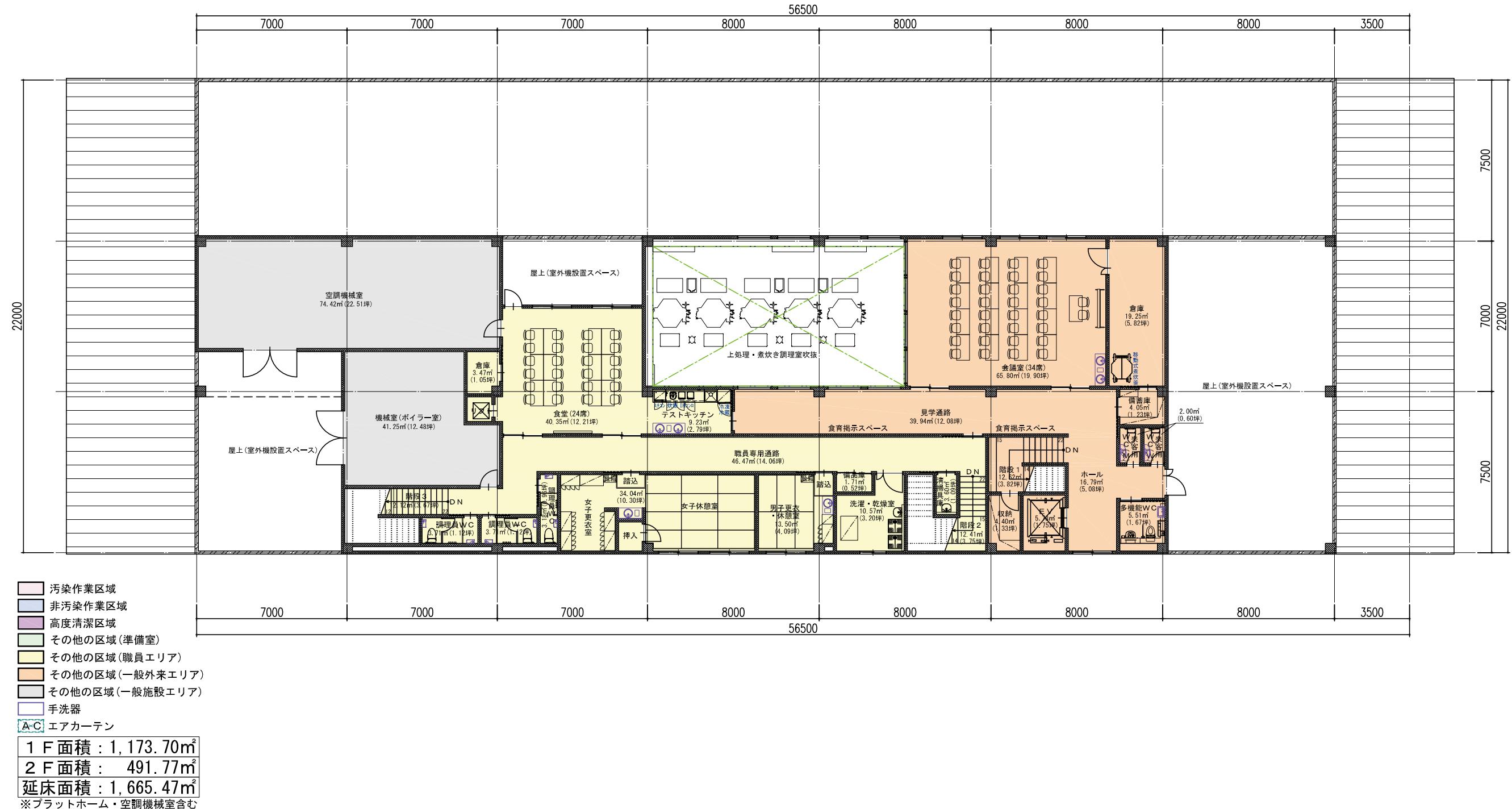
A-C エアカーテン

1 F 面積 : 1,173.70m²

2 F 面積 : 491.77m²

延床面積 : 1,665.47m²

※プラットホーム・空調機械室含む



第3次東御市農業振興計画の策定について

産業経済部農林課農政係・農産物振興係

1 背景・目的

地域の農業を取り巻く環境は、農業者の急速に進む高齢化と後継者不足、農産物価格の不安定な推移、多様化する消費者ニーズに加え、世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等大きく変化しています。こうした変化に対応するため、国では、みどりの食料システム戦略に加え、4半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法を改正し、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の4本柱を理念と掲げ、施策を展開していくとしています。

東御市農業振興計画は、こうした情勢変化に鑑み、持続可能な農業・農村を創造するため、上位計画である「第3次東御市総合計画」の基本的な考え方を踏まえ、東御市の農業振興に向け、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東御市農業基本条例第12条の規定により策定します。

2 概要

(1) 趣旨

東御市では、第2次東御市農業振興計画（平成27～令和6年度）に基づき、高品質な農産物資源の強みを活かした農業振興事業を推進してきました。今後はこれらの事業の持続的かつ計画的な実施に加え、持続可能な農地保全・農家支援、農業・農産物を学ぶ・親しむ・味わう機会の創出、次世代の子どもたちへの継承のための普及事業を重点的に実施し、地域資源を活かした他分野との連携事業の推進等、農業・農産物の振興から活用まで総合的な施策を展開していきます。

(2) 位置づけ

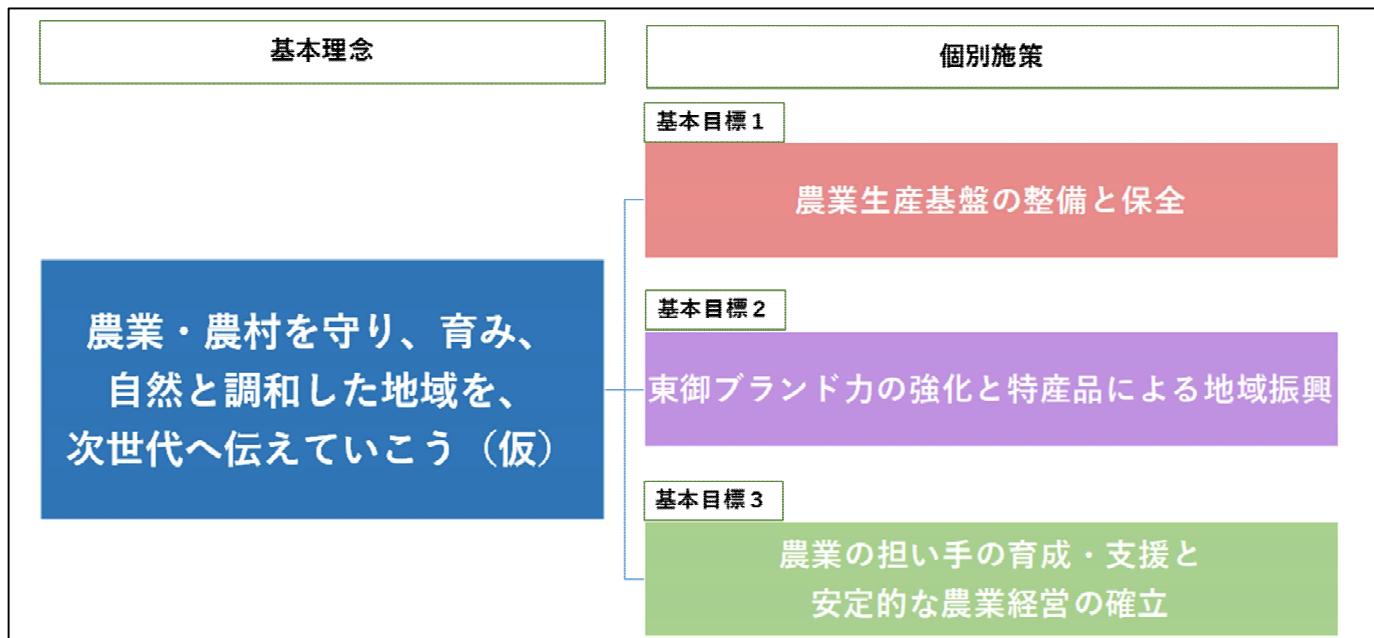
国の「食料・農業・農村基本法」及び県の「第4期長野県食と農業農村振興計画」を踏まえ、「第3次東御市総合計画」を上位計画として、市政における農業振興に係る施策を方針付ける個別計画であり、「東御市農業振興地域整備計画」や「東御市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」等の関連のある計画との整合性を図りつつ、東御市6次産業化推進計画（令和2～令和6年度）と統合を行うことで、市の農業・農産物振興を包括的に推進します。

(3) 期間

令和7年度～令和16年度の10年間とし、中間年（令和12年度）で見直しを行います。

(4) 体系

「第3次東御市総合計画」では、基本目標IV『魅力と活力があふれる産業のまち～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～』としており、それを実現するために、3つの政策を掲げています。第3次農業振興計画では、そのうちの「政策1 地域の魅力を高める農林業の振興」を軸とする3施策を基本目標とし、各種個別施策を展開していきます。



① 農業生産基盤の整備と保全

農業生産の基盤である農地や道水路の保全・管理を適正に行い長寿命化を図ります。

また、農地中間管理機構などを有効活用して、認定農業者をはじめ、地域の多様な担い手農家へ農地を集積し、持続可能な農業・農村の体制構築を推進します。

【具体的施策：環境にやさしい農業、消費者から求められる農業の推進、農地流動化の促進と荒廃地化の防止、災害に強い産地づくりの推進、食文化の継承・創造】

② 東御ブランド力の強化と特産品による地域振興

地球温暖化などの環境変化に対応した農作物の栽培振興をはじめ、農業生産を維持・拡大していくため、ワインを基軸として農産物や農産物加工品のブランド力を更に強化することを目指し、様々な媒体等を通じたPRを行うとともに、販路開拓を支援します。また、農産物特産品とこれを用いた6次産業化を発展させて、地域の文化、歴史、景観などの多様な地域資源と融合させ、かつ福祉政策との政策間連携を充実させて、新たな付加価値を創出する事業に取組みます。

【具体的施策：6次産業化の推進、販路拡大・開拓による儲かる農業の推進、土地利用型作物の振興、園芸特産品の振興、畜産の振興、地域資源の掘り起こし、市場競争力を有する商品づくりの推進、地域内利用の推進、観光等関連分野との連携強化、農福連携、食育（地産地消・地消地産）】

③ 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立

市内の農業・農村を持続可能なものにするため、次代の多様な担い手が充実しているまちの実現を目指し、新規就農者、認定農業者及び法人経営体などを育成・確保し、安定的な農業経営を確立できるよう支援します。農業団体、関係機関と連携し、経営相談窓口の設置や経営基盤強化に向けた支援を充実します。

【具体的施策：高い技術と経営力を持つ農業経営体の育成と安定的な農業経営の確立、地域農業を支える農業経営体の組織化・法人化の推進及び育成、担い手育成及び確保、情報の共有化、農業近代化推進（スマート農業の普及・拡大）】

(5) スケジュール

月	事項	月	事項	
7月 10日	農業振興審議会へ諮問（継続審議）	12月	パブリックコメント	
			全員協議会で報告	
8月 30日	全員協議会で報告	1月	パブリックコメントを反映 →農業振興審議会での継続審議	
9月	関係団体へ意見照会	2月	序議、計画（案）完成	
10月	農業振興審議会での継続審議	3月	全員協議会で報告	
11月	序議（素案確定）		農業振興審議会から答申	
			序議、計画完成	

東御市地域産物販売促進施設について

(東御市祢津御堂地区におけるワイン振興・地域活性化事業について)

1 施設整備の目的

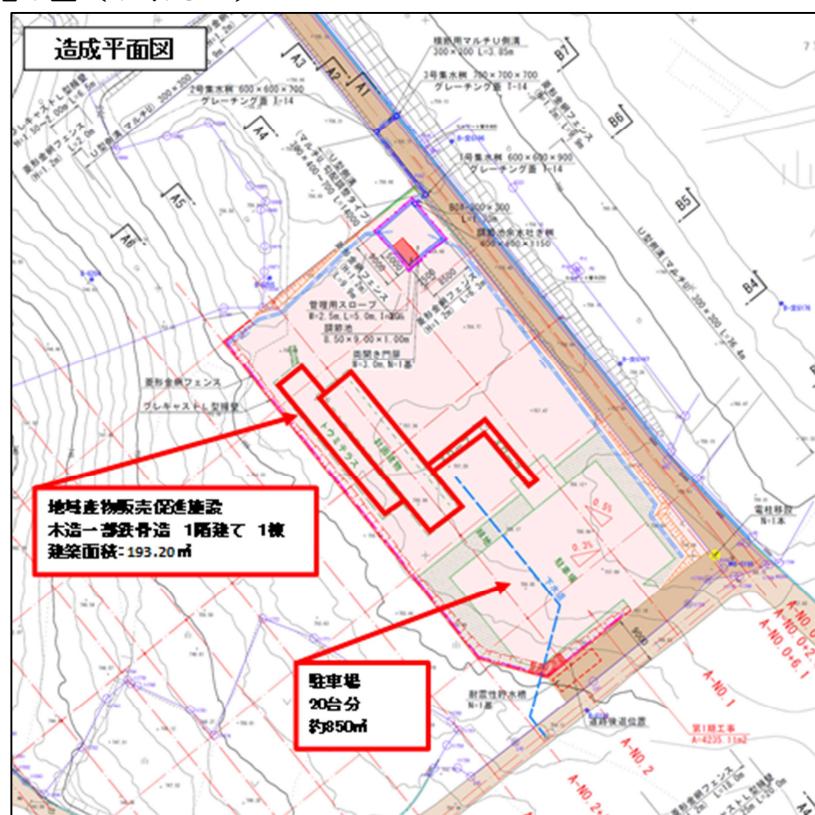
県営畠地帯総合土地改良事業で地権者の皆様に協力していただき創出された非農用地区域を活用し、「御堂地域活用構想」の実現に向け、交流・関係人口の創出や地域振興を目的とした『地域産物販売促進施設』を建設しました。

本施設は、地域観光の拠点となるビジターセンターとしての役割を持ち、祢津地域の農産物や御堂地域等でとれたブドウを醸造したワインを試飲・販売するスペースのほか、地域やワインに関する人々が交流できるよう、セミナースペースや見晴らしの良い大きなテラスを有しています。

地元地域の皆様とともに、施設の各機能を最大限活用することで、地域のファンやサポーター獲得を目指します。

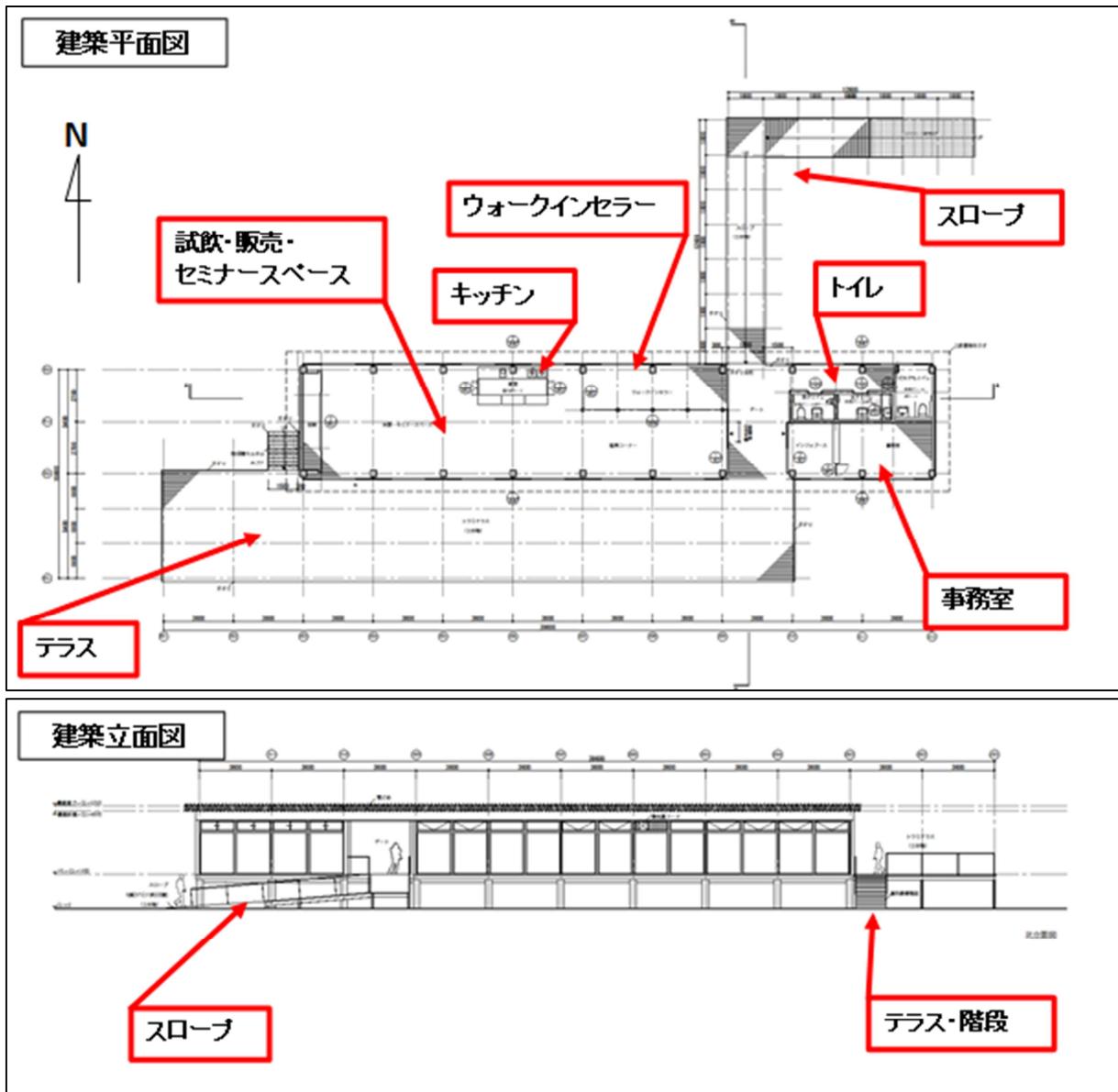
2 非農用地造成工事

名称	祢津御堂地区非農用地造成工事
開発区域面積	4,235.11 m ²
造成面積	4,034.12 m ²
市道拡幅面積	200.99 m ²
勾配	南西 0.3% 南東 0.5%
駐車場	20台分(約 850 m ²)
緑地	357.67 m ²
調整池	48.91 m ³ (9.00m×8.50m×1.00m)
消防水利	耐震性貯水槽1基 (40.79 m ³)



3 地域産物販売促進施設新築工事

名称 東御市地域産物販売促進施設
構造 木造一部鉄骨造 1階建て 1棟
敷地面積 4,034.12 m²
建築面積 193.20 m²



4 施設の活用

- (1)施設の維持管理・運営は、指定管理者（株式会社カーヴ・ド・ミドウ）が担い、運営の充実や施設の有効活用を図るため、御堂地域活用構想推進協議会が中心となって、地域の特色を活かしたイベント等を実施することとなっています。
- (2)5月に市内外に向けて施設の愛称を募集したところ137件の応募をいただき、同協議会における選考の結果「ワインテラス御堂」と決定しました。
- (3)10月3日（木）に、オープニングセレモニーを執り行う予定です。

雲南市との災害時相互応援に関する協定の締結について

1 経過

島根県雲南市とは、ともに身体教育医学研究所を設置している縁で、これまで様々な交流を深めてまいりました。

近年の自然災害の多発を受け、雲南市は令和3年7月豪雨、また東御市は令和元年台風第19号により、それぞれ大きな被害を被りました。このため、同時に被災しにくい遠隔自治体間による、有事の際の応援体制の構築に向け、検討を進めてまいりました。

この度協議がまとまり、災害時の相互応援に関する協定を締結する運びとなり、本年10月12日（土）に挙行されます、雲南市の市制施行20周年記念式典に先立ち、雲南市役所で締結式を実施します。

2 協定締結先

島根県雲南市（島根県雲南市木次町里方521-1）

3 協定内容

- ・応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- ・応急対策及び復旧対策に必要な資機材及び物資の提供
- ・その他、必要と認められる事項

4 自治体との協定状況（自治体との締結は4件目）

長野県市町村（平成8年締結）

東京都大田区（平成16年締結）

秋田県美郷町（平成23年締結）

※東御市では、自治体を含め53件目の災害応援協定となります。



【島根県雲南市の概要】

- 市制施行日：平成16年11月1日
(大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村が合併)
- 人口：36,007人（R2国勢調査）
- まちづくりの基本理念（第2次雲南市総合計画）
生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり